

長野県透析施設の長 様

長野県透析医会会長
長野県透析研究会会長
長野県健康福祉部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う
新型コロナウイルス感染症に感染した透析患者への対応について（依頼）

日頃より長野県透析医会、長野県透析研究会および長野県の活動、健康福祉行政にご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、長野県では、新型コロナウイルス感染症に感染した透析患者に対しては令和2年5月11日に定められた県内透析医療提供体制方針（令和4年2月24日改訂）に基づき対応いただいていたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴い、医療提供体制については原則、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる体制に移行していくこととされ、同方針が令和5年5月7日をもって廃止されることとなりました。

については、令和5年5月8日以降は通常の医療提供体制の中でご対応いただくとともに、下記についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 通常の医療提供体制の中での対応について

- (1) 無症状・軽症のCOVID-19陽性透析患者は原則かかりつけ医での外来対応を継続
- (2) 入院が必要な場合、入院加療が可能な施設であれば可能な限り自院で対応
- (3) 入院調整は病診・病病連携により対応（※1）
- (4) 感染症法による行政の移送は終了（救急時は消防機関による対応）（※2）

※1 一定期間、調整難航時は保健所による入院調整支援を実施。（支援方法は圏域ごとに設定）

※2 公共交通機関の利用制限はなくなります。（周知については厚労省が国土交通省と調整中）
また、濃厚接触者の扱いも無くなります。

長野県透析医会
(会 長) 鈴木都美雄
(副会長) 洞和彦
電 話 0263-32-6792
F A X 0263-32-6799
E-mail n-tikai@ai-hosp.or.jp

長野県透析研究会
(会 長) 上條祐司
(副会長) 小林衛 小口智雅
電 話 0263-37-3588
F A X 0263-37-3020
E-mail info@nagano-dialysis.jp

長野県健康福祉部感染症対策課
患者等受入体制担当
(課 長) 棚田 益弘
(技術統括) 須藤 恭弘
(班 長) 北澤 信之
(担 当) 坂井 香奈
電 話 026-235-7336 (直通)
F A X 026-235-7334
E-mail corona-ch@pref.nagano.lg.jp